

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	プロミス株式会社 代表取締役社長 久保 健
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目2番4号
【報告義務発生日】	平成23年2月21日
【提出日】	平成23年2月28日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	2名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	担保契約等重要な契約を締結したこと 株券等保有割合が1%以上増加したこと 伊藤忠ファイナンス株式会社が共同保有者から外れたこと

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	ポケットカード株式会社
証券コード	8519
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	プロミス株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番4号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和26年 5 月19日
代表者氏名	久保 健
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	消費者金融業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 4 号 プロミス株式会社 財務部長 山崎 恭男
電話番号	03 (3287) 1331

(2) 【保有目的】

当社グループの金融事業を推進していくための政策投資。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	24,834,000		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 24,834,000	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T		24,834,000
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年2月21日現在)	V	60,270,444
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		41.20
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		41.20

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>「株主間協定」 提出者は、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」）及び伊藤忠ファイナンス株式会社（以下「伊藤忠ファイナンス」）との間で、平成15年6月24日付けをもって、「株主間協定書」を締結し、各自の保有するすべての発行者株式を対象とする譲渡制限（売却、譲渡、その他の処分（以下「譲渡等」）を行なわず、また譲渡等を行なう旨の約定を行わないこと）に合意した。但し、以下の場合はこの限りではない。 (1) 提出者は伊藤忠商事及び伊藤忠ファイナンスから、伊藤忠商事及び伊藤忠ファイナンスは提出者から、書面による合意を取得した場合。 (2) 伊藤忠ファイナンスから伊藤忠商事への譲渡等を行なう場合。 (3) 以下に従って譲渡等を行なう場合 自己の保有する発行者株式の全部又は一部を第三者に譲渡等することを希望する場合、譲渡希望当事者は、ただちに他の当事者に対して、譲渡等の相手方となるべき買主の名称及び住所（市場売却の場合にはその旨）、譲渡等予定の株式数（「譲渡対象株式」）、予定価格その他の譲渡等の条件（「譲渡希望条件」）を記載した書面を通知（「譲渡希望通知」）するものとする。 譲渡希望当事者以外の当事者は、譲渡希望条件で譲渡対象株式の全ての買受けをする権利（「優先購入権」）を有し優先購入権を行使する場合には、その旨を譲渡希望当事者に譲渡希望通知の日の翌日から20営業日以内に通知する。この場合、優先購入権行使当事者は、譲渡希望当事者から譲渡対象株式全部を譲渡希望条件で買受け、譲渡希望当事者は譲渡対象株式全部を譲渡希望条件で売り渡すものとする。 優先購入権行使当事者が証券取引法にいう公開買付または取引所有価証券市場内での取引によらなければ、譲渡対象株式の全てを買い受けることが法律上許されない場合には、市場内取引または公開買付の方法で優先購入権当事者が譲渡対象株式の全てを購入できるように当事者は協力するものとする。 譲渡希望当事者が提出者である場合、且つ提出者の発行者における株式比率が譲渡対象株式を譲渡する結果40%を下回る場合、または40%を既に下回っている場合、伊藤忠商事と伊藤忠ファイナンスは自己が保有する発行者株式の全部又は一部（ただし、平成15年6月24日以降提出者が売却した株式数を上限とする。）を提出者と共に譲渡希望条件で売却する権利（「Tag-Along権」）を有し、Tag-Along権を行使する場合には、その旨を提出者に譲渡希望通知日の翌日から20営業日以内に通知する。この場合、提出者は、Tag-Along権行使当事者が譲渡を希望する発行者株式を、譲渡希望条件で、譲渡希望通知に記載された買主またはその他の第三者に、買い受けさせる義務を負う。 前記の規定に従った優先購入権行使通知及びTag-Along権行使通知のいずれもがなされなかった場合には、譲渡希望当事者は譲渡希望通知の記載に従って譲渡等を行なうことができる。</p> <p>伊藤忠ファイナンスは、その保有する発行者株式全てを伊藤忠商事に譲渡し、発行者の株主の地位を失ったため、上記の「株主間協定書」の当事者ではなくなった。</p> <p>提出者は、上記株主間協定に従い伊藤忠商事及び伊藤忠ファイナンスの書面による合意を取得した上で、平成23年2月21日、株式会社三井住友銀行との間で、平成23年3月31日を決済日として、その有する発行者株式の全てである24,834,000株を株式会社三井住友銀行に譲渡する旨の株式譲渡契約を締結した。</p>
--

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	-
借入金額計(X)(千円)	-
その他金額計(Y)(千円)	-
上記(Y)の内訳	平成22年10月1日吸収合併に伴う承継
取得資金合計(千円) (W + X + Y)	-

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項なし。					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項なし。		

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者 / 1】

(1) 【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	伊藤忠商事株式会社
住所又は本店所在地	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和24年12月1日
代表者氏名	岡藤 正広
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	総合商社

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	財務部 資金・投資管理担当部長 宮田 正紀
電話番号	03(3497)7138

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	13,815,600		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	13,815,600 P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T		13,815,600
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年2月21日現在)	V	60,270,444
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		22.92
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		2.26

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

プロミス株式会社
 伊藤忠商事株式会社

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	38,649,600		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 38,649,600	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)			38,649,600
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年2月21日現在)	V	60,270,444
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		64.13
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		64.13

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
プロミス株式会社	24,834,000	41.20
伊藤忠商事株式会社	13,815,600	22.92
合計	38,649,600	64.13